重要事項説明書

(指定訪問介護版)

1. 当医療生協、訪問介護事業所のサービスの方針等

- (1)福山医療生活協同組合ヘルパーステーション城北は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを提供します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、 総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業、運営等毎年度年間計画を作成して実施しております。事業計画、財務内容等は閲覧できます。ご希望の方はお申し出下さい。
- (4) 当生協では、ハラスメント防止の指針に基づき、対策を講じています。

2. 事業所の概要

事	業所	名	福山医療生活協同組合 ヘルパーステーション城北
所	在	地	福山市木之庄町三丁目6番10号
事第	美者 指 定 番	手号	3471500862 号
管理	管理者・連絡先		牧 野 美 幸 電話:(084)973-6455
サービス提供地域			福山市

3. 事業所の職員体制等

管 理 者	1名(兼務)
サービス提供責任者	2名(兼務)
訪問介護員	常勤換算2.5人以上

4. 営業時間帯

区 分	月~金	土曜日	
営 業 時 間	8:30~17:00	8:30~12:30	
休 日	日曜、祝日、12月30日	~1月3日	

5. サービス内容

(1)身体介護

食事介助,入浴介助,清拭,排泄介助,更衣介助,整容,服薬介助,自立支援 等

(2) 生活援助

調理,掃除,整理・整頓,洗濯,買い物等

- ※草取り、外掃除、利用者以外の方の洗濯や掃除は介護保険の対象外です。
- ※買い物代行時には、買い物に行く前にお金をお預かりします。食材、日用品の購入後にレシート(領収書)とお釣りを確認のうえ、お返しします。
- (3) 通院等のための乗車または降車の介助

6. 利用料金

(1) 利用料金及び利用者負担額

指定訪問介護利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものです。利用者負担額は負担割合証の割合に準じますが、介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては、全額自己負担となります。

〇身体介護 (1割負担の場合)

	20 分~	30 分~	1 時間~
	30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満
単位数	244 単位/回	387 単位/回	567 単位/回
利用者負担額	244 円	387 円	567 円

※ 1 時間 30 分以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

〇生活援助(1割負担の場合)

	20 分~45 分未満	45 分以上
単位数	179 単位/回	220 単位/回
利用者負担額	179 円	220 円

〇身体介護に引き続き生活支援を行う場合(1割負担の場合)

	20 分~45 分未満	45 分~70 分未満	70 分~95 分未満
単位数	65 単位/回	130 単位/回	195 単位/回
利用者負担額	65 円	130 円	195 円

〇通院等乗降介助(1割負担の場合)

単位数	97 単位/回
利用者負担額	97 円

〇加算(1割負担の場合)

C加升(1的民产公司日)					
	加算	利用者負担額	算定事項		
初回加算	初回のみ 初回加算 200 単位/月		新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問介護を行った日の属する月に同行または訪問した場合に算定する		
緊急時訪問介護加算	100 単位/回	100円/回	利用者や家族からの要請を受けて介護支援専門員と連携を図りサービス計画にない身体介護を行った場合に 加算		
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10%	特定事業所加算 の 10 分の 1	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算		
生活機能向上 連携加算 I	100 単位/月	100 円/月	PT、OT、ST、医師から助言を受けることができる 体制をつくり、助言を受けた上でサービス提供責任者が 生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成する 場合に加算(初回より3ヶ月間)		
介護職員	利用単位数の	処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算		
処遇改善加算 I	合計の 13.7%	の 10 分の 1	<u>※ 2024年6月より一本化され24.5%に変更</u>		
介護職員等特定	利用単位数の	特定処遇改善加	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算		
処遇改善加算 I	合計の 6.3%	算の 1/10	※ 2024 年 6 月より介護職員処遇改善加算 I に一本化		
介護職員等ベース	利用単位数の	ベースアップ等	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算		
アップ等加算	合計の 2.4%	加算の 10 分の 1	※ 2024 年 6 月より介護職員処遇改善加算 I に一本化		

2人の訪問介護員 等による場合	所定単位数に 200/100 を 乗じた単位数	所定負担額に 200/100 を 乗じた負担金	別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合にあって、 同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して、利 用者・家族の同意を得て訪問介護を行った場合
早朝加算	所定単位数の	所定負担額の	午前6時~午前8時の時間帯にサービスを行うこと
夜間加算	25%を加算 25%を加算 算		午後6時~午後10時の時間帯にサービスを行うこと

(2) キャンセル料

訪問直前のキャンセルや、連絡を頂かないままヘルパーが訪問しお留守であった場合等、キャンセル料として1回1,000円をいただきます。キャンセルの場合、出来るだけ前日までにご連絡ください。

☆ 連絡先 (084)973-6455(ヘルパーステーション城北)

(3) その他

- ① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者 様のご負担になります。
- ② 利用料金のお支払い方法
- 〇現金集金

翌月 10 日から 27 日の間に訪問させていただきますので、その時にお支払い下さい。お支払い頂きますと領収証をお渡し致します。

〇口座自動引き落とし

事業所所定の用紙に記入して頂き、翌月より毎月27日(土・日・祝祭日の場合はその翌日)に、 指定の口座より利用料を引き落としさせて頂きます。領収証はご自宅にお届けします。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

- (1)事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、 居宅介護支援事業者、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともにその原因を 解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

9. 損害賠償

サービスの提供にあたって利用者生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に過失がある場合は、この限りではありません。

10. 虐待防止の措置について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者…管理者:牧野美幸
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知 徹底を図っています。

- (3) 虐待防止の適正化のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して虐待防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町、または地域 包括センターに通報します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施、及び非常の体制で早期の事業再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

12. 身体的拘束等の原則禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行った場合はその際の利用者の状況、やむを得ない理由 を記録します。

13. 秘密の保持と個人情報の保護に関する事項

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ・利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ・事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者やその家族の秘密を正当な理由な く、第三者に漏らしません。
 - ・この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了後においても継続します。
 - ・事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で亡くなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします、

(2) 個人情報の保護について

- ・利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ・利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理 し、その処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料が必要な場合は利用者負担とします。)

14. 相談窓口、苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福山医療生活協同組合	電話番号	(084) 973-6455
一個四医療生活励问程日	F A X 番 号	(082) 921-6465
	相談員(管理者)	牧 野 美 幸

5.1	ıż	時	間	平日 8:30~17:00
ניא	心	⊬ज	[H]	土曜 8:30~12:30

- (1) 苦情を受けた場合、管理者は直ちに利用者宅に行くなどして事情を聴き、苦情の詳細を確認します。
- (2) 苦情の内容を確認した後、速やかに関係者を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- (3) 検討会議の結果をまとめ、速やかに具体的な対応を指示します。同時に利用者・家族にも説明し、必要な対応を行います。
- (4) 苦情処理結果を台帳に記録します。また、再発防止に努めるよう全職員に徹底します。
- (5) 事業者は苦情について、市町、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合にはそれに従い必要な改善を行い、求めがあった場合には改善内容を報告します。

○次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

	所 在 地	福山市東桜町3-5			
		長寿社会応援部 介護保険課			
福山市介護保険課	電話番号	(084)921-2111(福山市市役所総合)			
	电阳田力	(084)928-1166(介護保険課直通)			
	対応時間	8:30~17:15(土、日、祝日除く)			
	所 在 地	広島市中区東白島町19-49			
広島国民健康保険 団体連合会	電話番号	(082) 554-0783			
(国保連)	FAX番号	(082) 511-9126			
(四体性/	利用時間	8:30~17:30(土、日、祝日除く)			
介護支援ネットワーク	電話番号	0120-070-608			
「厚生労働省)	FAX番号	0120-502-588			
(子工力関目 <i>)</i>	利用時間	10:00~15:00(FAXは24時間)			
	所 在 地	広島市南区比治山12-2			
広島社会福祉協議会	電話番号	(082) 254-3419			
	FAX番号	(082) 250-5155			

15. 当医療生協の概要

名称・法人種別	福山医療生活協同組合
代 表 者 名	服部融憲
本社所在地・電話	福山市木之庄町2-7-2・(084)973-2280
業務の概要	医療福祉事業
事 業 所 数	7 ヶ所

【重要事項説明の年月日】

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

指定訪問介護サービス契約について、利用者に説明を行いました。

事	所 在 地	福山市木之庄町二丁目7番2号
	事業者名	福山医療生活協同組合
業	代表者名	理事長服部融憲
者	事業所名	福山医療生活組合 ヘルパーステーション城北
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏 名	

家族又は 身元引受人	住所	
	氏 名	